

郡山市立河内小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ防止等対策委員会を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2. 組織

学校運営組織機構の各種委員会内に、いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

この委員会は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事（いじめ防止等対策主任）及び委員長が必要と認める者で構成する。

重大事態への対応の場合は、必要に応じて外部専門家等を加える。

※重大事態：いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

（※）年間 30 日を目安（又は一定の期間連続して欠席）

3. いじめに対する対応・措置の基本方針

- (1) いじめに関する児童からの相談や通報を受けた時および在籍児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を郡山市教育委員会に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、郡山北警察署（又は逢瀬駐在所）と連携して対処する。

4. 具体的取り組み内容

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、本校在籍の全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ①自己肯定感を高める指導
 - ・各学級において「よいこと見つけ」等の取り組みを行い、児童を「加点方式」で評価する場面を増やす。
 - ・学級係活動等で個々に仕事を任せ、その活動を適切に評価することで、集団への所属感を味わわせる。
- ②「友だちの日」の設定
 - ・毎月10日を「友だちの日」とし、学級朝の会等において、アンケートを実施するなど、日常的・継続的に児童に働きかけ、児童の人権意識を高める。
- ③「こまりごと調査」の実施
 - ・学期に一回（6月、11月、2月）「こまりごと調査」を実施し、毎月行っている「友だちの日」のアンケートの補充を図る。
- ④いじめ防止に関する講話
 - ・校長やいじめ防止等対策主任の講話を設定し、いじめ防止に関する全体指導を行う。その機会は、全校集会や各学期終業式の場を活用する。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。

- ①「友だちの日」アンケートと「こまりごと調査」の実施
 - ・毎月10日の「友だちの日」のアンケート調査の実施
 - ・每学期1回（6月・11月・2月）「こまりごと調査」の実施
- ②児童理解と日常的観察
 - ・登校後、いつもと様子が違ったりふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情・態度をよく観察し、気になる児童に対しては、速やかに話を聴くよう努める。
 - ・休み時間に一人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - ・日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。
- ③生徒指導に係る情報交換会
 - ・毎週金曜日の職員打ち合わせの最後に、生徒指導の情報交換会を行い、本校児童の現況やいじめの兆候の把握に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

①情報を集める。

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「委員会」に情報を集める。

②指導・支援体制を組む。

- ・「委員会」で教職員の役割分担を考え、即時対応できる指導・支援体制を組む。

③児童への指導・支援を行う。

i) いじめられた児童へ対して

- この児童にとって信頼できる人（親しい友達や教師、家族等）と連携を図り、寄り添い支える体制を作る。

ii) いじめた児童へ対して

- いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。

iii) いじめを見ていた児童へ対して

- 自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

④保護者と連携する。

- ・いじめを認知したら、即日、被害・加害児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(4) その他

①校内研修の実施

- ・いじめの対応に係る教職員の資質向上を図るため、校内研修会を実施する。

②関連研修会内容の伝達講習及び共有化

- ・いじめに関する外部研修会内容は、速やかに伝達講習を行い、共有化を図る。

5. 年間計画

時 期	取り組み内容	備 考	
1 学 期	4月	通年の取り組み ・自己肯定感を高める指導 ・友だちの日（毎月10日）アンケート ・生徒指導に係る情報交換会（職員打合せ時）	
	5月	・友だちの日	
	6月	・こまりと調査①	
	7月	・いじめ防止講話①（友達づくり） ・友だちの日	夏季休業前の指導として、校長、いじめ防止等対策主任による
2 学 期	8月	・長期休業後の児童理解	
	9月	・いじめ校内研修会 ・友だちの日	いじめ防止等対策委員会主催
	10月	・対児童教育相談（全児童） ・友だちの日	必要に応じて行う
	11月	・対保護者教育相談 ・こまりと調査②	
	12月	・いじめ防止講話②（友達づくり） ・友だちの日	冬季休業前の指導として、校長、いじめ防止等対策主任による
3 学 期	1月	・長期休業後の児童理解	
	2月	・こまりと調査③	
	3月	・いじめ防止講話③（友達づくり） ・友だちの日	学年末・始休業前の指導として、校長、いじめ防止等対策主任による